

みやぎ子ども・子育て幸福計画

第Ⅰ期

【宮城県次世代育成支援行動計画】
【宮城県子ども・子育て支援事業支援計画】

【改訂版】



宮 城 県

目 次

i	計画の改定	
1	概要	
2	改定の内容	
(1)	改定対象年度	1
(2)	改定の時期	1
(3)	改定内容	1
ii	計画の作成に関する基本的事項及び方向性	
1	区域の設定	
(1)	区域の設定の趣旨	2
(2)	区域の内容	2
2	各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	
(1)	教育・保育の必要利用定員総数の算定に当たっての考え方	3
(2)	教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	3
3	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保	
(1)	認定こども園の普及に係る考え方	3
(2)	設定区域毎の認定こども園の目標設置数及び設置時期	4
(3)	幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方	4
(4)	幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等	5
(5)	教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方及びその推進方策	5
(6)	地域の教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携の推進方策	5
(7)	認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策	5
4	特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置	
(1)	人材の確保及び資質の向上のために講ずる研修等の具体的方策	6
(2)	幼稚園教諭・保育士等の必要見込み人数及びその確保方策	6

5	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携	
(1)	児童虐待防止対策の充実	7
(2)	社会的養護体制の充実	9
(3)	母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	10
(4)	障害児施策の充実等	11
6	教育・保育情報の公表	11
7	労働者の職業生活と家庭生活との両立を図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	
(1)	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	12
(2)	仕事と子育ての両立のための基盤整備	12

iii 幼児期の教育・保育基盤の確保・整備

1	県全域	14
2	各区域	
(1)	仙台区域	15
(2)	石巻区域	16
(3)	塩竈区域	17
(4)	気仙沼区域	18
(5)	白石区域	19
(6)	名取区域	20
(7)	角田区域	21
(8)	多賀城区域	22
(9)	岩沼区域	23
(10)	登米区域	24
(11)	栗原区域	25
(12)	東松島区域	26
(13)	大崎区域	27
(14)	富谷区域	28
(15)	蔵王区域	29
(16)	七ヶ宿区域	30
(17)	大河原区域	31
(18)	村田区域	32
(19)	柴田区域	33
(20)	川崎区域	34
(21)	丸森区域	35

(22) 巨理区域	36
(23) 山元区域	37
(24) 松島区域	38
(25) 七ヶ浜区域	39
(26) 利府区域	40
(27) 大和区域	41
(28) 大郷区域	42
(29) 大衡区域	43
(30) 色麻区域	44
(31) 加美区域	45
(32) 涌谷区域	46
(33) 美里区域	47
(34) 女川区域	48
(35) 南三陸区域	49
【参考】地域子ども・子育て支援事業（県全域）	50
【用語解説】	52

<本編>

I 「みやぎ子ども・子育て幸福計画」の策定にあたって	1
II 計画の基本理念等について	5
III 計画で推進する7つの施策とその主な内容	7
IV みやぎ子ども・子育て幸福計画（第I期）の基本理念や施策等の体系図	9
V 計画で推進する施策及び事業	11
VI 指標	57
VII 参考資料	59